

令和5年

第3回由利本荘市議会
定例会（9月）提出議案

令和5年8月29日

秋田県由利本荘市

令和5年第3回由利本荘市議会定例会（9月）提出議案一覧表		ページ
報告第 1 1 号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	1
報告第 1 2 号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告	2
認定第 1 号	令和4年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について	3
認定第 2 号	令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第 3 号	令和4年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第 4 号	令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第 5 号	令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第 6 号	令和4年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第 7 号	令和4年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について	9
認定第 8 号	令和4年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
認定第 9 号	令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について	11
認定第 10 号	令和4年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について	12
認定第 11 号	令和4年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について	13
認定第 12 号	令和4年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	14
認定第 13 号	令和4年度由利本荘市水道事業会計決算認定について	15
認定第 14 号	令和4年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について	16
認定第 15 号	令和4年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について	17
議案第 130 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	18
議案第 131 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	19

議案第132号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	20
議案第133号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	21
議案第134号	JR東日本エネルギー開発地域貢献基金条例の制定について	22
議案第135号	由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案	24
議案第136号	由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例案	26
議案第137号	由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案	27
議案第138号	物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結について	32
議案第139号	土地（鳥海地域普通財産）の処分について	33
議案第140号	辺地に係る総合整備計画の策定について	34
議案第141号	由利本荘市過疎地域持続的発展計画の変更について	36
議案第142号	由利本荘市道路線の廃止について	38
議案第143号	由利本荘市道路線の認定について	41
議案第144号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第145号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第146号	令和5年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第147号	令和5年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第148号	令和5年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊

報告第 1 1 号

令和 5 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第12号

令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第1号

令和4年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 2 号

令和 4 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 4 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第3号

令和4年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第4号

令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第5号

令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第6号

令和4年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第7号

令和4年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 8 号

令和 4 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 4 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第9号

令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第10号

令和4年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 1 1 号

令和 4 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 4 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第12号

令和4年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第13号

令和4年度由利本荘市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第14号

令和4年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第15号

令和4年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊令和4年度由利本荘市ガス事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第130号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 遠 藤 勇 喜

年 月 日生

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第131号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 鷹 照 幸 子

年 月 日生

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第132号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 早川 あけみ

年 月 日生

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第133号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 櫻 井 茂 和

年 月 日生

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第134号

J R東日本エネルギー開発地域貢献基金条例の制定について

別紙のとおりJ R東日本エネルギー開発地域貢献基金条例を制定するものとする。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

J R東日本エネルギー開発地域貢献基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

ＪＲ東日本エネルギー開発地域貢献基金条例（案）

（設置）

第１条 西目地域の発展に資する事業に充てるため、ＪＲ東日本エネルギー開発地域貢献基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条 基金として積み立てる額は、寄附金又は当該年度の一般会計予算で定めるものとする。

（管理）

第３条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するための必要な経費に充てるものとする。ただし、各会計年度において生じた余剰金については、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要があるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 135 号

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市営住宅設置条例（平成 17 年由利本荘市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中

「

同	同	4 戸建 2 棟	由利本荘市石脇字田尻 28 番地	昭和 45 年度
同	簡耐平	4 戸建 2 棟	同	昭和 46 年度
同	簡耐平	4 戸建 2 棟	同	同

」を

「

同	同	4 戸建 1 棟	由利本荘市石脇字田尻 28 番地	昭和 45 年度
---	---	----------	------------------	----------

」に、

同表第 4 項中

「

笹子住宅 (I)	同	1 戸建 1 棟	由利本荘市鳥海町上笹子字下野 5 番地	同
城下住宅	木造 2	同	由利本荘市岩城亀田亀田町字下夕町 15 番地 2	平成 7 年度

」を

「

城下住宅	木造 2	1 戸建 1 棟	由利本荘市岩城亀田亀田町字下夕町 15 番地 2	平成 7 年度
------	------	----------	--------------------------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市営住宅松涛団地の一部及び笹子住宅Ⅰ号の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第136号

由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例

由利本荘市公共住宅管理条例（平成17年由利本荘市条例第232号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

笹子住宅（I）	15,000円
城下住宅	40,000円

」を

「

城下住宅	40,000円
------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

笹子住宅I号の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第137号

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例

（由利本荘市火災予防条例の一部改正）

第1条 由利本荘市火災予防条例（平成17年由利本荘市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第17条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第17条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分

をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第22条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第32条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第32条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

第2条 由利本荘市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第17条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第19条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける

電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第17条の2第1項第4号」に改める。

第71条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項から第5項までの規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第17条の2第1項（第4号の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の由利本荘市火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第17条第1項第4号（新条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第19条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 6 新条例第32条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第32条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第32条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第138号

物品（小型ロータリ除雪車）購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小型ロータリ除雪車の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 35,200,000円
(うち取引に係る消費税額 3,200,000円)
- 4 契約物件 小型ロータリ除雪車（1.5m級） 1台
- 5 契約の相手方 秋田市川尻町字大川反233-12
藤高自動車興業株式会社
代表取締役 高田 栄相

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

物品（小型ロータリ除雪車）の購入契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第139号

土地（鳥海地域普通財産）の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

土地の所在、種目及び数量等

所在地	地番	地目	地積 (㎡)	備考
由利本荘市鳥海町百宅字山ノ沢	4の一部	学校用地	8,448.25	立木を含む
	20-1、20-3、 20-5、20-6	学校用地	1,150.88	
	21-1	学校用地	2,508.16	
	25-1、25-4	学校用地	1,506.33	
由利本荘市鳥海町百宅字杉峠	5-2	原野	260.11	
	6-3	原野	434.10	
由利本荘市鳥海町百宅字中田代	42-1、42-2	原野	209.33	
由利本荘市鳥海町百宅字天配	23-2	原野	253.84	
由利本荘市鳥海町百宅字滝ノ上	20-4	山林	84.10	
	24-6の一部、 24-20の一部	山林	53,694.75	

処分の方法 随意契約による売払い

処分の目的 子吉川水系鳥海ダム建設用地

処分予定価格 133,033,497円

契約の相手方 由利本荘市水林408番地
国土交通省 東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所長 竹内 久一

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

市有地の処分にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第140号

辺地に係る総合整備計画の策定について

本市山内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本市山内地内における飲用水供給施設を整備するにあたり、議会の議決を得ようとするものである。

総 合 整 備 計 画 書

秋田県由利本荘市山内辺地
(辺地の人口 63人、面積 11.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

由利本荘市山内字松倉沢、池ノ上、下長田、中島、上長田、神台、三ツ石、藤倉、中ノ台、名免沢、田代沢、上野、西田、白石、三ツ方森、滝ノ沢、冷水沢、上ノ台、大森、松倉山、打藁、奥名免沢、蒲池、奥ヶ沢、菖蒲谷地、増田、内カラムシ

(2) 地域の中心の位置 由利本荘市山内字池ノ上29番地

(3) 辺地度点数 119点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、国道107号沿線の山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。当該地域では、高齢化の進展等が著しく、地域コミュニティや集落の維持、生活基盤の維持・確保等が大きな課題となっている。

今後も人口減少が見込まれることから、市内中心部との地域間格差を是正するため、老朽化した水道施設の更新整備を行うことにより、水道事業についてより効率的・効果的な経営を進めるとともに、安全安心で良質な飲料水の安定的な供給を図っていく必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位 千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
事業主体名			特定財源	一般財源	
施設名					
飲用水供給施設	由利本荘市	4,345		4,345	4,300
合 計		4,345		4,345	4,300

議案第 1 4 1 号

由利本荘市過疎地域持続的発展計画の変更について

別紙のとおり由利本荘市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の変更にあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項により準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

(別紙)
過疎地域持続的発展計画(変更)

変更箇所	変更後				変更前																			
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<p>53頁 3 計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1671 496 1877">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="416 1279 496 1671">事業内容</th> <th data-bbox="416 1144 496 1279">事業主体</th> <th data-bbox="416 1043 496 1144">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1671 727 1877">(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム ～省略～</td> <td data-bbox="496 1279 727 1671">矢島高齢者生活支援ハウス整備事業 特別養護老人ホーム東光苑整備事業 ～省略～</td> <td data-bbox="496 1144 727 1279">由利本荘市 由利本荘市</td> <td data-bbox="496 1043 727 1144"></td> </tr> </tbody> </table>				事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム ～省略～	矢島高齢者生活支援ハウス整備事業 特別養護老人ホーム東光苑整備事業 ～省略～	由利本荘市 由利本荘市		<p>53頁 3 計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 819 496 1032">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="416 427 496 819">事業内容</th> <th data-bbox="416 293 496 427">事業主体</th> <th data-bbox="416 192 496 293">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 819 727 1032">(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター ～省略～</td> <td data-bbox="496 427 727 819">矢島高齢者生活支援ハウス整備事業 ～省略～</td> <td data-bbox="496 293 727 427">由利本荘市</td> <td data-bbox="496 192 727 293"></td> </tr> </tbody> </table>				事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター ～省略～	矢島高齢者生活支援ハウス整備事業 ～省略～	由利本荘市	
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																					
(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム ～省略～	矢島高齢者生活支援ハウス整備事業 特別養護老人ホーム東光苑整備事業 ～省略～	由利本荘市 由利本荘市																						
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																					
(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター ～省略～	矢島高齢者生活支援ハウス整備事業 ～省略～	由利本荘市																						

議案第142号

由利本荘市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
12026	薬師堂26号線	由利本荘市薬師堂字谷地150番1地先	由利本荘市薬師堂字一番堰1番地先	575.0	小 2.2 大 4.2
17825	三望苑線	由利本荘市浜三川字椿森1番1地先	由利本荘市浜三川字二ノ大台15番27地先	833.3	小 6.7 大 10.0

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

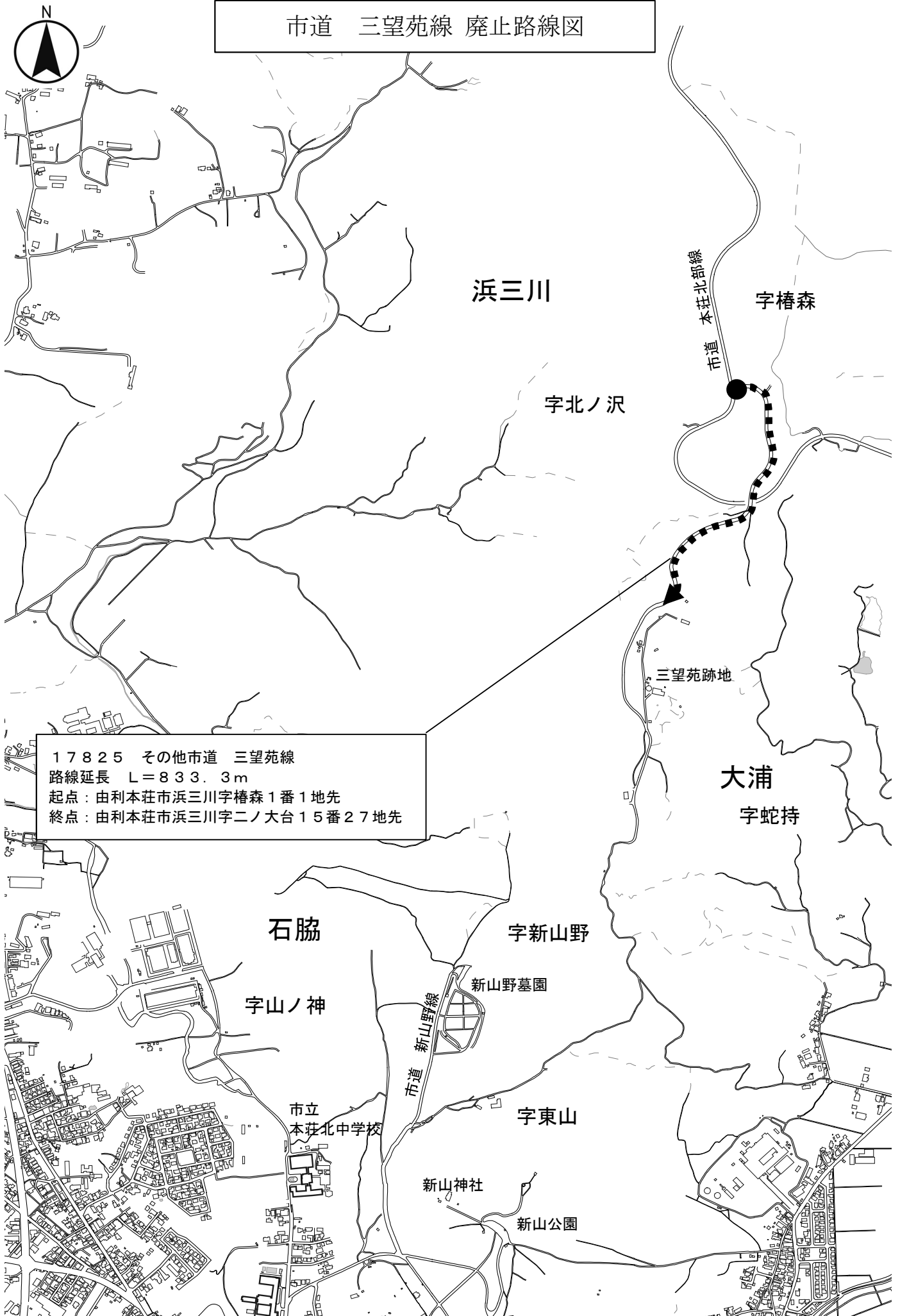
- ・薬師堂26号線

開発行為による市道路線の見直しに伴い、廃止するものである。

- ・三望苑線

三望苑連絡道の引き継ぎに伴う市道路線の見直しにより、廃止するものである。

市道 三望苑線 廃止路線図



議案第143号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定する。

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)
11762	田尻野34号線	由利本荘市石脇字田尻野2番205地先	由利本荘市石脇字田尻野1番85地先	227.7
12026	薬師堂26号線	由利本荘市薬師堂字谷地150番1地先	由利本荘市薬師堂字一番堰11番地先	390.0
17825	浜三川石脇線	由利本荘市浜三川字椿森1番1地先	由利本荘市石脇字東山1番3地先	2,633.3

令和5年8月29日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

- ・田尻野34号線
開発行為に伴い、新たに設置された路線について認定するものである。
- ・薬師堂26号線
開発行為による市道路線の見直しにより、認定するものである。
- ・浜三川石脇線
三望苑連絡道の引き継ぎに伴う市道路線の見直しにより、認定するものである。

市道 田尻野34号線 認定路線図



石脇

字山ノ神

市道 田尻1号線

市道 石脇1号線

市道 石脇通線

市道 山ノ神7号線

市道 田尻野3号線

字田尻野

字竜巻

市道 竜巻2号線

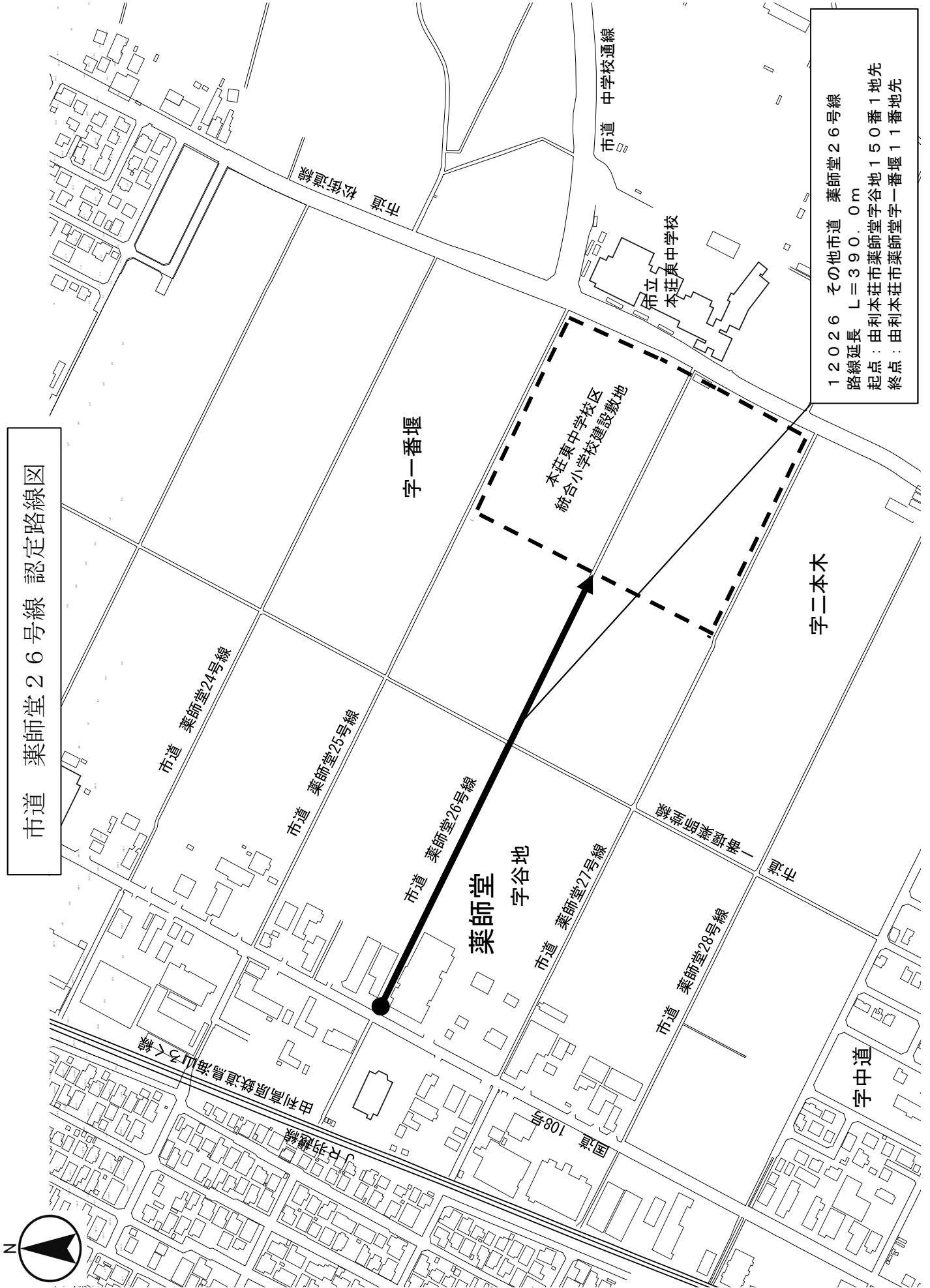
11762 その他市道 田尻野34号線
路線延長 L=227.7m
起点：由利本荘市石脇字田尻野2番205地先
終点：由利本荘市石脇字田尻野1番85地先

竜巻街区公園

竜巻中央
公民館

市道 竜巻1号線

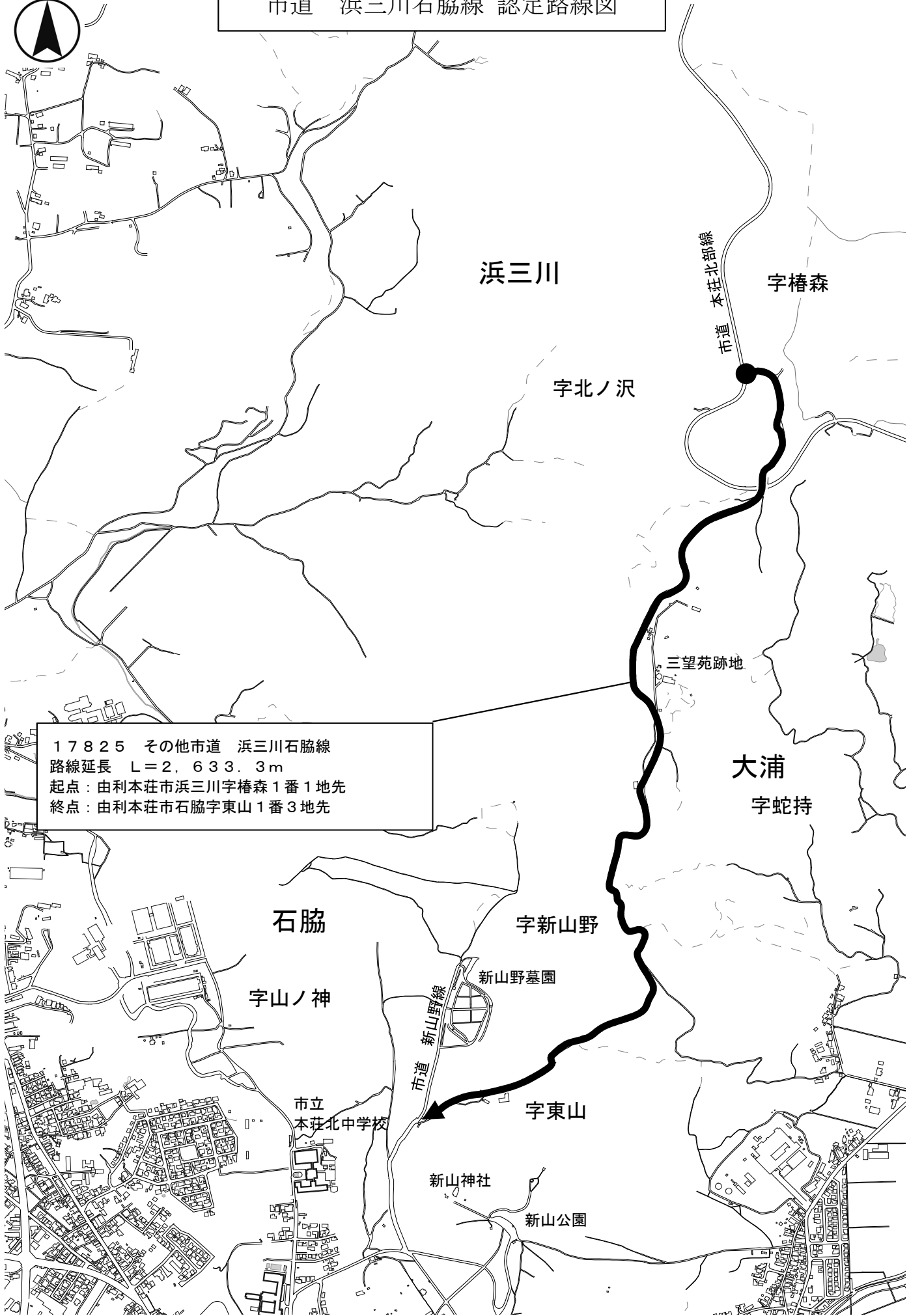
市道 薬師堂26号線 認定路線図



12026 その他市道 薬師堂26号線
 路線延長 L=390.0m
 起点：由利本荘市薬師堂字谷地150番1地先
 終点：由利本荘市薬師堂字一番堰11番地先



市道 浜三川石脇線 認定路線図



17825 その他市道 浜三川石脇線
路線延長 L=2,633.3m
起点：由利本荘市浜三川字椿森1番1地先
終点：由利本荘市石脇字東山1番3地先